

令和6年度 集団指導

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

質問票に対する回答

Q 受給者証に記載する契約日について

受給者証の更新の際に、受給者証の第7面「障害児通所支援事業者記入欄」で契約日を記入する欄があります。例えば、Aさんの誕生日が11月20日ですと、11月に受給者証が更新されますが、日付を当事業所ではR6年11月1日と記載しています。他の事業所では契約した日、例えば、H30年6月20日と初めて契約した日付を記載する事業所もあります。

私は以前、府中市を確認して受給者更新月の1日に変えるようにしましたが、事業所によってバラバラなので、正しい記載内容を教えてください。

A

事業者記入欄における「契約日」は、サービス利用契約日を指します。

したがって、契約期間の満了又は契約内容の変更等によって、事業所と当初に締結した契約日以降に改めて契約を締結した場合、当該契約締結日が「契約日」となります。当初のサービス利用契約日以降に改めて契約を締結していない場合は、当初の契約締結日が「契約日」となります。

Q 複数事業所利用に伴う重心→重心(医ケアⅠ～Ⅲ)の支給決定変更時の請求について
令和6年度報酬改定で送迎加算に医療的ケア判定スコア 16 点以上で加算できる項目(医ケアⅠ～Ⅲ)が追加されました。例えば A さんが 3 ヶ所(1・2・3)の事業所を使っていて、2の事業所がスコア表を依頼し、支給決定コードが重心(基本)→重心(医ケアⅢ)に変更になった場合、1と3の事業所は変更になったことを知らなく、重心(基本)のままで請求し返戻になるケースがあります。

変更になった時、各事業所が変更になったことがわかるように対策していただきたいです。

A

医ケアスコア変更に伴う支給決定のタイミングにつきましては、ご指摘いただきました状況が発生しておりましたので、現在の運用としては、

- ・申請の翌月から変更とする(遡りは原則お認めしない)
- ・変更になった旨をその方が利用しているすべての事業所へ通知することとしております。

Q 定員の遵守について

事業所においては利用定員を遵守する必要がありますが、その内容について改めてうかがいたいです。

A

事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、サービスの提供を行うことはできません。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

定員を超えて児童を受け入れられる場合は虐待ケースなどの特例のみとなることから、あくまでも定員は遵守する必要があります。定員超過減算にならない範囲であれば受け入れ可能というわけではありませんので、くれぐれもご注意ください。

Q サービス提供の記録について

サービス提供の記録について、支給決定保護者による確認が必要ですが、その内容について改めてうかがいたいです。

A

サービス提供記録は、サービス提供の都度（日ごとに）記録し、支給決定保護者から確認を得る必要があります。

サービス提供記録において記載が必要な内容は、サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項があげられますが、利用者負担額についての記録は、サービス提供実績記録票をサービス提供記録の一部とみなすことも差し支えありません。ただし、その場合においても、サービス提供記録及びサービス提供実績記録票のそれぞれにおいて保護者から確認を得たことが明らかになるよう、記録に残してください。

なお、確認を得たことについて、保護者の押印により記録を残す場合、押印は利用児童ではなく保護者自身に行っていただくようお願いいたします。

Q 相談支援加算及び事業所間連携加算について

相談支援加算と、新設された事業所間連携加算は、届出も、取組も別ものと理解でよいですか。

A

事業所内相談支援加算は令和6年度の報酬改定で家庭連携加算と統合され、家族支援加算となっています。家族支援加算を算定する場合は、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、個別支援計画へその取組や頻度を記載してください。なお、相談支援を行った場合は、相談支援を行った日時及び相談内容の要点について記録してください。

事業所間連携加算は、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し、子どもの状態や支援状況の共有を行った場合に算定できます。なお、事業所間連携加算は、支給を決定するにあたり、利用者が提出する書類がございますので、詳細につきましては令和6年6月28日付で障害者福祉課より発出しております「令和6年度報酬改定に係る各種対応等について（追加依頼）」をご確認ください。

その他詳細は個別にご相談ください。